

京都市告示第 327 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供します。

平成 19 年 12 月 21 日

京都市長 榊 本 頼 兼

道路の種類 市 道
供用開始の期日 告示の日
路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
山科安朱経27 の3号線	山科区安朱東海道町7番地の2地先内	旧	メートル 18.80	メートル 0.90
		新	18.80	2.73 ~ 7.28

(建設局土木管理部道路明示課)